

減免額の計算例（75歳以上の夫婦世帯）

【令和3年の所得】 ※保険料額は一例となります。

夫 給与所得 110万円（給与収入175万円に相当）

※給与所得金額は、所得金額調整控除後の金額です。

年金所得 80万円（年金収入190万円に相当）

→令和4年度保険料額 約17万円

所得の合計額(C)

=210万円

妻 給与所得 なし

年金所得 20万円（年金収入130万円に相当）

→令和4年度保険料額 約4万円

夫の給与収入が10分の3以上減少する見込みがある場合

【保険料の減免額】

夫の保険料について、

(保険料の減免額)

約17万円 × (110万円 ÷ 210万円) × 10分の10 = 約9万円

(A) (B) (C) (D) +

妻の保険料について、

約4万円 × (110万円 ÷ 210万円) × 10分の10 = 約2万円

(A) (B) (C) (D) | |

(合計) 約11万円

※令和3年の所得の合計額が300万円以下の世帯なので、全部（10分の10）が免除。